

令和6年2月28日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 2月28日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、魚沼市公共施設等総合管理計画の一部改訂について、執行部より説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、入広瀬小学校閉校後の利活用に係る要望書への回答について、魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について及び令和5年度ハラスメントアンケート調査の結果について、執行部より報告を受け、質疑を行った。
また、市民の声を聞く会での進捗状況調査について協議した。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 19 号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 20 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 21 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第 22 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第 23 号 魚沼市火災予防条例の一部改正について
- (6) 議案第 24 号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- (7) 議案第 41 号 市有財産の貸付けについて

2 調査事件

- (8) 所管事務調査について
 - ・ 魚沼市公共施設等総合管理計画の一部改訂について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他
 - ①入広瀬小学校閉校後の利活用に係る要望書への回答について
 - ②魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について
 - ③令和 5 年度ハラスメントアンケート調査の結果について
 - ④市民の声を聞く会での進捗状況調査について

3 日 時 令和 6 年 2 月 28 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、米山北部事務所長、古田島消防長、小島総務政策部副部長、浅井総務人事課長、五十嵐企画政策課長、齋藤管財課長、角屋総務課長

8 書 記 坂大議会事務局長、星係長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。会議日程は、お手元に配付のとおりであります。付託案件7件、所管事務調査1件、その他案件で4件ほど日程に入っております。審議をしっかりとしながらも、進行にはご協力をよろしくお願いたします。本委員会に付託された議案について審査をお願いします。

(1) 議案第19号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第1、議案第19号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 個人番号の利用事務のところですけども、法の第2条第10項に規定する個人番号利用事務についてということで、これに関連しまして、この法律の第2条第10項を見ました。こちら個人番号利用事務とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第9条第1項から第3項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理するというのが法令の第2条第10項でうたわれています。加える意味合いなんですけれども、第9条、ここの法令第2条第10項で指定しているところで、法律の中では、質問したいのは保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で、個人番号を利用して処理するということなんですけれども、こちらは、その個人情報というのは、市の業務の中では、かなり広範囲に扱われるかと思うんですけれども、例えば具体的に挙げるとしますとどういった業務があるんでしょうか。

遠藤委員長 議案の中には、その資料が何も添付されてなくて、ただ加えるというその改正だけなんですけれども、その中身を審議するということですか。

佐藤委員 具体的にどういった業務がこれからどのように行われるか、市役所の中でその事務がどのようなものがあるのでしょうか。

桑原総務政策部長 市では、マイナンバーを直接的に利用して行う事務というのは、ごく範囲が限られております。先ほどかなり広いというような委員の御指摘があるんですが、市ではマイナンバーを使う、あるいはそれを提示して行うという事務については、ごく限定的なものとして捉えております。今回の改正については、大本の法が変わったということで、それを引用するために定義付けたということでございますので、そのように御理解をお願いします。

佐藤委員 個人情報を扱う人は、限定的ということなんですけれども、法令でみていきますと、その中に当該事務の全部又は一部の委託を受けたものも同様とするというところがうたわれているんですけれども、市の中の業務において、こういう個人情報を扱う業務を外部に委託するといったことはあるんでしょうか。

桑原総務政策部長 マイナンバーを使う事務を外部に委託をするかどうかというところの部分でお尋ねしているものと理解したんですが、マイナンバーを用いる事務において外部への委託というところについては、今のところ把握はしてございません。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定をいたしました。これから議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数であります。よって議案第19号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 20 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 2、議案第 20 号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 議員報酬の見直しなんですけれども、議長におきましては7,800円、副議長は6,400円、議員は6,000円アップということでしたけれども、この見直しは何を参考に設定されたんでしょうか。

桑原総務政策部長 これは提案の中でも触れさせていただきましたけれども、特別職報酬等審議会において、その中の議論といたしまして、2%程度引き上げることが適当であるというところの答申が出ましたので、それを金額換算をさせていただいたということでございます。

佐藤委員 この方針に基づいて設定したということでありますけれども、今、市民は物価高ですとか、あるいは年金のレベルですとか、そういったほうから生活が大変苦しい家計のやりくりをしているということがあるかと思えます。また、市内の中小事業者におきましては、なかなか賃上げに踏み出しているというところは非常に限られるのではないかと考えます。こういった時期に、この議員の額の見直しに踏み出すということは、これも市民の感覚的に同意を得られるかどうかというところは、どう考えられたんでしょうか。

桑原総務政策部長 この議員報酬でございますけれども、平成17年7月以来、改正が行われておらず、20年近く現行の金額できたということでございます。これは先ほど申し上げたように、特別職報酬等審議会においても議論があったところではありますが、これだけ物価

高、賃上げというところで世の中が動き出そうとしている中で、20年近く前の水準でいいのかと。それがむしろ民間に与える影響等も考えれば、審議会委員は民間の委員で構成されていますが、むしろ上げないほうがおかしいという議論がその審議会の中で声が上がったということを報告させていただきます。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定をいたしました。これから議案第20号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数であります。よって議案第20号 魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 21 号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

遠藤委員長　日程第3、議案第21号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長　補足説明はございません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員　そちらも同様の理由で引き上げということかと思えますけれども、先ほども申しましたような事情がある中で、私は市民の理解が得られるかどうかというところを気にしているんですけれども、市長はそういった点はどうか考えられましたでしょうか。

内田市長　令和2年、3年と据置きの方申、令和4年は引き上げの方申、令和4年については、私は今上げるときではないということで、議会に提案をしなかったわけですが、これも先ほど部長が話したように、前のことは分からないという状態だったんですけれども、平成16年の合併時に、市長が88万円だということで、平成18年、平成22年に下げて現在78万円ということできております。その後もずっと変わらないできているということでもありますので、物価高騰だから上げるという理由は私は言いたくありませんけれども、やはり報酬等審議会の中で、様々な検討がされて答申を受けたわけでもありますので、その答申に沿って提案をさせていただいたということでございます。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定をいたしました。これから議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり) 異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数であります。よって議案第21号 魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

(4) 議案第 22 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

について

遠藤委員長 日程第4、議案第22号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 この費用弁償に関する条例の一部改正のところで、第22条第1項中、「6箇月」を「6月」というところ、これは意味合い的には全く同じかどうかお聞きします。

桑原総務政策部長 この「6箇月」を「6月」というところの意味合いでございますが、全く同じ意味を持っております。今回、表記を揃える、他の条例等々と合わせる都合上変えたということでございます。

佐藤委員 「均衡」と「権衡」というのも、ほかの条例等に合わせる意味合いから変更、見直しをしているということでしょうか。

桑原総務政策部長 この「均衡」、「権衡」というところの表記については、ほかの条例には出てまいりませんが、これは上位法の改正に合わせて、今回表記を改めさせていただいたわけでございますが、この「権衡」とありますのは、兼ね合いですとか、釣り合い、そういったところを表しまして、「均衡」というのは釣り合いがとれている状態を示すものということで理解をしております。

佐藤委員 フルタイム会計年度任用職員は、市の会計年度任用職員にはおられないと伺っているんですけども、これは今の条例があるということで、併せて見直しをするという捉え方でよろしいでしょうか。

桑原総務政策部長 現在、そういう配置じゃない場合であったとしても、今後採用することも考えられますので、それを含んだ内容として、今回改正を行うものでございます。

佐藤委員 この条例改正の11ページの下の方なんですけれども、それぞれの基準日で退職又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬というように、これによって、1月当たりの平均額と読替えということなんですけれども、例えば会計年度任用職員が年度末の3月末で退職されたというような場合に、その次の6月のボーナスというのは、前6箇月間のその勤務の状況を見て額を決めて支給するということかと思えます。会計年度任用職員は雇用が年度単位ということでありますけれども、そういう中で3月末まで勤めた職員の方は、1箇月前までの退職であれば支給はできるけれども、6月ということになるとちょうど2箇月になりますので、支給はされないということになるのでしょうか。

浅井総務人事課長 会計年度任用職員については、佐藤委員がおっしゃるとおり年度単位での任用というのが基本になりますけれども、更新される場合もありますので、更新された場合については、その3月以前の勤務期間についても手当の算定に含みますので、6月の手当については、3月以前の勤務日も含んで計算するということになります。

佐藤委員 この今回の条例変更は、勤勉手当を支給するところから見直しがされておりますけれども、この勤勉手当については、8月ですとか10月に見直しがされた場合は、その前の議会の中では差額といいますか、4月に遡って精算をするということは、会計年度任用職員については行わないということにしているんですけども、この改定も、それは従来

と変わらず、遡及して支給することはないということなのでしょうか。

桑原総務政策部長　今回、この一部改正条例案の中にもありますように、施行日を附則で定めていますが、施行は、令和6年4月1日からというところになりますので、取扱いは遡及については実施しないということになります。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第22号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第22号　魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 議案第23号　魚沼市火災予防条例の一部改正について

遠藤委員長　日程第5、議案第23号　魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長　補足説明はございません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第23号について採決を行います。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第23号　魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第24号　魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

遠藤委員長　日程第6、議案第24号　魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長　補足説明はございません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員　この条例では、定員を1,000人から800人に減少するということでありますけれども、消防長は先日の議会の中で、機能別団員についてを今検討しているというお話がありました。これは人数の削減にこれからどう対応するかということにもなりますけれども、今、機能別団員はどのように検討されているのでしょうか。

古田島消防長　機能別消防団については、本会議の中でもお話をさせていただきましたが、消防団の中で検討していて、令和7年4月1日から運用したいということで検討中です。持たせる機能等についても、消防団で検討中ですので、ここで答えはできない状態です。

佐藤委員　消防団員が既に800人を割って減少しているという状況ですけれども、そういった中で、消防団員の減少を補うという観点から、機能別団員を設けて、いろいろ消防団とい

うのは、かなり多くの業務をいっぱい抱えられていると思うんですけども、そういったところの一部をほかの正規の団員以外の方にやっていただくということ、そういったところが広がれば、かなりその人数の減少というところをカバーできる部分が多々あるのではないかと考えます。今、来年の4月に見直しをされるということを伺いまして、その団員減少に定員を減少しても、またそういった取組によって減少をカバーできるということを確認できましたので質問を終わります。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第24号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第24号 魚沼市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) 議案第41号 市有財産の貸付けについて

遠藤委員長　日程第7、議案第41号 市有財産の貸付けについてを議題といたします。執行部から補足説明はございませんか。

内田市長　補足説明はございません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結をいたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これから議案第41号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第41号 市有財産の貸付けについては、原案のとおり可決すべきものと決定されました。これで本委員会に付託されました議案については、以上となります。

(8) 所管事務調査について

・魚沼市公共施設等総合管理計画の一部改訂について

遠藤委員長　日程第8、所管事務調査について、魚沼市公共施設等総合管理計画の一部改訂についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　それでは、魚沼市公共施設等総合管理計画の一部改訂について説明いたします。令和6年1月29日の総務委員会におきまして計画の一部改訂について説明をさせていただいたところであり、その後であります。1月30日から2月19日までの間、パブリックコメントを実施させていただきました。本日はその結果等を含めまして、企画政策課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

五十嵐企画政策課長　今日は、パブリックコメント等の意見について、市の考え方と併せて計画案の修正箇所を中心に説明いたします。(資料「魚沼市公共施設等総合管理計画(一部改訂)」、「魚沼市公共施設等総合管理計画(一部改訂)(案)に対する意見の内容と市の考

え方」により説明)

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　行政改革推進委員会のパブリックコメントの中で、ナンバー2のドローン等を活用して診断、活用ということが提案されていますけれども、市の考えとしましては、職員が行う簡易劣化診断の仕組みの中で検討するという事なんですが、簡易劣化診断ということで、簡易に診断するという方法があるかと思うんですけども、こういう建物の劣化診断については、市では建築部門の専門職というのは今は配置されていないということなのでしょうか。

桑原総務政策部長　建築の専門職員については、採用、配置はしてございません。

遠藤委員　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑がないようであります。これで質疑を終結いたします。委員会としての方針でありますけれども、本件につきましては、引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

(9) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長　日程第9、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思えます。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定をいたしました。

(10) その他

①入広瀬小学校閉校後の利活用に係る要望書への回答について

遠藤委員長　日程第10、その他を議題といたします。まず①入広瀬小学校閉校後の利活用に係る要望書への回答についてを議題といたします。本件について、執行部に説明を求めます。

米山北部事務所長　これは昨年10月31日にワークショップ委員から提出された要望についての回答書になっております。(資料「入広瀬小学校閉校後の利活用に係る要望書への回答書」により説明)

なお、回答書につきましては、ワークショップ委員、入広瀬コミ協、入広瀬区長会宛てに回答書を郵送する予定です。入広瀬地域につきましては、3月以降に回覧によって周知する予定であります。現在、入広瀬コミ協と北部事務所が連携して体育館棟を活用したイベントを開催することで話し合いを進めております。日時は6月1日の土曜日を予定しておりますし、キッチンカーを数台呼ぶなどして市民へのフリースペースのお披露目会を実施したいと思っております。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　小学校の校舎棟の利活用につきましては、引き続き利活用の方法、方針について検討するという事だと思います。ぜひいい活用を見つけてほしいと感じているんですけども、そういう中で私が思っているのは、前にも申し上げたことがあるんですけども、山菜の

促成栽培ですとか、そういったところはやっぱりそれなりの施設が必要だと思うんです。冬場ですとか、そういったところで、それがうまく市内でも軌道に乗っているところがあります。そういうところを入広瀬地域でも促成栽培の技術を移転してと言いますか、習得してその校舎棟を活用して改修して、そちらで山菜促成栽培を広げることができれば、冬場のいい収入源にもなってくると感じているんですけども、そういった方面での検討というのも加えていただけないものかいかがでしょうか。

米山北部事務所長 前回といいますか、前段の委員会の中でも話をいただいた内容であります。地域と関わり、地域がやりたいことを話合いの場を持ちながら進めてまいりたいと思いますので、その設備投資の部分は、ハードルが高いと思いますけれども、意見としてお聞きさせていただきたいと思います。

遠藤委員長 ほかに質疑はございませんか。(なし) それでは要望されたことについて、市からの回答が出たということで、関係各所にこの回答書の配付をもって、またこれからいろいろな意見集約を進めていくということでございます。委員会といたしましても、今後ありますが、引き続き調査をするということで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

②魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更について

遠藤委員長 次に②魚沼市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。本件について執行部の説明を求めます。

小島総務政策部副部長 それでは、変更の説明をする前でございますけれども、まず過疎地域持続的発展計画について説明をさせていただきます。本計画につきましては、過疎地域に指定された自治体が地域の発展のために取り組む施策を計画するものであります。本計画に基づく事業の実施にあたりましては、過疎債を始めとした有利な支援制度を活用できるものとなっております。過疎債を借りるために必要な計画となっております。また、計画策定につきましては、議会の議決を得ることとなっております。本計画につきましても、令和3年第4回定例会において議決をいただいたものであります。そして、今回の計画変更についてでございますけれども、主に今年度方針が決まりました、新ごみ処理施設建設に伴う記載の変更、それから、その他の計画等の整合性を図るための時点修正となっております。計画の変更については、大幅な内容の変更の場合は、再度議会の議決を得る必要がありますけれども、今回の変更については新潟県と協議をしております。軽微な変更ということで判断をされており議決を経ずに変更できるものということであります。本日の変更案を説明しまして、今年度末までに計画の変更を行いたいというものであります。なお、詳細につきましては、企画政策課長から説明をさせていただきます。

五十嵐企画政策課長 (資料「魚沼市過疎地域持続的発展計画 変更箇所対照表」、「【変更案】魚沼市過疎地域持続的発展計画」により説明)

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 ごみ処理施設ですけれども、現状の1日の最大可能処理量と新しい施設の処理量が分かりましたら教えてください。

桑原総務政策部長 所管外でございますので、ここで正確な数字についてはお答えすること

はできませんが、施設の容量としては今の施設が100トン級の施設でありますし、新しい施設については、これから計画を立てた上で、その規模等について精査をしていくということでございます。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。

大桃委員　2ページ④の市民ニーズに対応した施設の活用というところで、脱炭素化というのを新たに盛り込んだということですが、過疎地域の持続発展ということに関しましては、今回の能登半島地震がありました。これらに反映した中で、その建物の耐震化についてはどのように盛り込まれているのかお聞かせください。

五十嵐企画政策課長　個別のそれぞれの耐震化については、ここではあまり触れておりません。先ほども副部長から説明をさせていただきましたけれども、主には過疎債等の有利な財政的支援を受けるための計画ということを中心にこれは考えておりますので、耐震化等につきましても、先ほど説明した公共施設等総合管理計画で方針を示しております。あと施設によっては個別施設計画をつくっている部署もありますので、そちらでも示して進めることにしております。今、ここで計画の9ページ、10ページに載っているところにつきましては、総合管理計画の基本方針の抜粋ということを載せていることで、御理解をいただきと思います。

大桃委員　理解しました。それで、耐震化についても当然別の角度から検討されているということよろしいわけですね。

五十嵐企画政策課長　検討しております。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑がないようでありますので、これで質疑を終結いたします。本委員会といたしましては、本件につきましても引き続き調査を行うことで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。ここでしばらくの間休憩いたします。

休　　憩 (11:02)

再　　開 (11:15)

遠藤委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

③令和5年度ハラスメントアンケート調査の結果について

遠藤委員長　次に、③令和5年度ハラスメントアンケート調査の結果についてを議題といたします。本件について執行部の説明を求めます。

桑原総務政策部長　それでは資料をもとに、令和5年度ハラスメントアンケートを行いました。その結果につきまして報告をさせていただきます。(資料「令和5年度ハラスメントアンケート 集計結果報告」により説明)

本件につきましては、先日庁議がありまして、庁議の中でもそれぞれ管理職に対して、この結果について重く受け止め、また課の中に持ち帰って風通しをよくするよう、また改善に向けて努力して欲しいということを指示をさせていただきましたので申し添えます。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　9ページで、約3分の1の方が庁内の相談窓口を知らないということで答えておりますけれども、これは数字的にかなり多い気がするんですけども、職員の皆さんへの相談窓口の紹介等については、どのようにしているのでしょうか。

桑原総務政策部長　この調査を行う際にも、相談窓口については総務人事課、消防本部総務課、それから市民相談センターということで周知はしているところであります。そのほかにも、以前職員向けのグループウェアの中で周知をさせていただいております。ただそれが今回このような結果が出たということでありますけれども、それについては重く受けとめ今後改善を図ってまいりたいと思っています。

佐藤委員　6ページを見ますと、ここ10年でということなんですけれども、その増減について、変わらないですとか、増えたというところを見ますと4分の1弱ぐらいがそういった返答ということなんですけれども、これも大きいかなという気がします。ここ10年の中で、特にハラスメント対策は強化されてきたと思うんですけども、主要なポイントといえますか力点といえますか、そういったところを2点、3点挙げようと思ますとどういったことでしょうか。

桑原総務政策部長　やはり研修につきるといことで考えられます。研修の中でのポイントで重要なところで、こちらから申しあげているのは、やはり風通しのよい職場環境づくりと、あとはそれぞれ課の中、係の中で相談できる環境をつくっていく、その辺についてこちらから訴えかけているところがございます。

佐藤委員　相談窓口への相談というのは、ここ3年くらいの間、どの程度あって、それで解決に結びついている割合というのはどんな状況なんでしょうか。

桑原総務政策部長　直接的な相談件数について、それが解決に結びついているかどうかというところについては、後ほど総務人事課長に答えさせますが、それ以前の問題で、研修の実施、それからこのようなアンケートを実施することによって、ある程度気付きや意識の面で、それぞれ改善していけるものと推測をしております。

浅井総務人事課長　それでは、私がこの総務人事課に配属になってからの話ということでさせていただきます。令和4年度、昨年度につきましては、直接の相談については1件もございませんでした。令和5年度は、ハラスメントの被害を受けているという申出がありまして、それについて調査をしたところでございます。調査の結果、結果についてはハラスメントには該当しないという判断をしたというところであります。昨年度のこのハラスメントのアンケート調査を実施したときに、記名式で行っておりまして、その際にハラスメントを受けたことがあるという職員に対しては面談をしませんかということで、こちらからお声がけをして、実際にそれに応じた方については面談をしたところであります。実際、私が面談をした中で、これを本格的に調査をしてもらいたいというような案件はほとんどないです。話を聞いてもらっただけで、気が楽になったというような方が多くて、実際、そこでハラスメントに該当するので処分するということには発展したものはございませんでした。今年度については、アンケートを記名式で行っておりまして、7名の方が面談をしてもらいたいということがありますので、今後、随時面談をしていこうと考えているところであります。それ以外の直接的な相談、申出というのは、先ほど申し上げた1件のみということであります。

佐藤委員　ハラスメントを受けているというところが1ページにありましたように、55人いるわけなんですけれども、それに対してその面談の件数というのが5分の1いくかどうかという感じですけども、今後、受けているけれども、相談のしやすさとかそういう点でどんなところを改善したいと考えているのでしょうか。

桑原総務政策部長　まずこの結果を分析した上で、プライバシーが守られるかどうかというところを気にされている方が多いと考えています。その辺を秘密厳守を強調する中で、周知を図ってまいりたいと思います。

遠藤委員長　ほかにありませんか。

富永委員　1点だけお聞かせください。相談窓口の体制はどのようになっているのかお聞かせください。

浅井総務人事課長　相談窓口につきましては、先ほども部長が申し上げましたけれども、総務人事課長、人事給与係長、市民福祉部市民課市民相談係長、北部事務所次長、消防本部総務課長、以上が指定されている相談員ということになります。

富永委員　今説明された方々全員が一堂に集まってじゃなくて、相談しようとする職員が自分の相談したいところに行って相談をしているということでしょうか。

浅井総務人事課長　委員おっしゃられるとおりであります。

富永委員　この相談窓口の体制なんですけれども、外部のそういったのを検討するような余地はないのでしょうか。

浅井総務人事課長　外部の相談窓口として、今現在対応しているところは公平委員会、これは県の総合事務組合の中にあるんですけども、そちらでハラスメントに対しての相談の受付をしているということで、こちら辺を職員にあまり詳しく周知していないところなんですけれども、今後、そういったことも周知をしていこうかと考えております。

遠藤委員長　ほかにございませんか。(なし) 質疑がないようであります。この件につきましても、本委員会といたしましては、引き続き調査をすることで異議ございませんでしょうか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

それではこの後の日程につきましては、主に議会内の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があれば、それを先に行い、ないようでしたら、これで執行部からは退席を願うこととしたいと思います。これに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、執行部から報告事項、協議事項等がありましたらお願いいたします。(なし) それでは特にはないということでございます。では、委員の皆さんから執行部に対して意見、質疑等がございますでしょうか。(なし) こちらからも特にはないということとあります。それでは、ここで執行部の皆さんから退席をお願いいたします。ここですばらくの間休憩といたします。自席にて待機をお願いします。

休　　憩 (11:33)

(執行部退席)

再　　開 (11:36)

遠藤委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

④市民の声を聞く会での進捗状況調査について

遠藤委員長 次に、④市民の声を聞く会での進捗状況調査についてを議題といたします。広報広聴特別委員会より4月25日の議会だよりに掲載したい旨の依頼があり、前回の委員会で2項目を選びました。それに対する対応状況及び今後の方向性について時間の都合上、あらかじめ案としてまとめさせていただきました。委員の皆さんから意見がありましたら、よろしくお願いたします。(資料「市民の声を聞く会での進捗状況調査(案)」により説明)

ここでしばらくの間休憩とします。

休 憩 (11:40)

(懇意的に意見交換)

再 開 (11:50)

遠藤委員長 それでは休憩を解き会議を再開いたします。休憩中に委員の皆さん方から忌憚のない意見をいただきました。総務委員会といたしましては、文書的には今列記されたものを全部広報広聴特別委員会に提出をした中で、委員会の中で文章のボリューム等を調整していただくということでありまして、今後の取組方向につきましては、課題点として挙げられているものをそちらに内容を移し、その課題やその課題解決に向けた取組を執行部としっかりと協議をしながら、市民にとってより利便性の高い利用価値のあるそんな施設に議会からもしっかりと提言をしていきたいと、このような内容のまとめ方で文書を作っていきたいと思っております。それで文書を皆さんから一度見ていただいた中で、広報広聴特別委員会に提出をしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定をいたしました。それでは、そのような形で広報広聴特別委員会に提出をしたいと思っております。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。委員の皆さんからほかにご意見、協議事項等はありませんでしょうか。(なし) 特にないようであります。本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会はこれにて閉会といたします。

閉 会 (11:51)